

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月20日2健第3023号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「県とその委託者が実施する精神医療分野における病院外にて実施される事業に関して本年度計上された予算の細目がわかる文書」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書を作成も取得もしておらず存在していないことを理由として、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消し及び本件決定に至った経緯の説明を求めるというものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年1月6日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和3年1月20日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年1月22日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年3月26日付けで、本件決定の可否について福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

県の令和2年度当初予算には、精神障がい者社会復帰促進費、地域精神保健

福祉対策促進費、精神障がい者地域生活支援費、精神障がい者等受入体制強化費などが計上されており、これらの事業は病院内で完結するものではなく、明らかに病院内での医療としての範囲を超える内容を含む事業である。

また、予算計上に当たっては予算見積調書が作成されるが、事業ごとにその予算の細目が確認可能である。

実際に事業が存在し、その予算が計上されている以上、その予算の細目が確認できる文書が存在しないという判断は破綻している。

5 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求の対応に当たり、開示請求に係る公文書の内容が不明確であったため、令和3年1月8日に審査請求人に請求趣旨の確認を行った。

確認の結果、審査請求人からは①「県とその委託者が実施する」とは、県が委託事業を実施することを指し、②「精神医療分野」とは、広く精神保健福祉分野全体を指し、③「病院外」とは、病院以外の場所を指し、④「予算の細目」とは、予算額と事業名を指すものであるということが分かった。

この確認の際、実施機関は、審査請求人が求める公文書をより正確に把握するため、県ホームページに掲載している「令和2年度当初予算編成概要資料」を案内したところ、当該資料に掲載されている事業の一覧に加え、各事業に係る病院内外の区別が明瞭である文書の開示を求める趣旨であることが分かった。

確かに、予算の編成過程においては、事業を実施する上で必要な予算を積算し予算書を作成するため、事業ごとの予算書は存在しているが、実施機関は、請求の趣旨確認を経て、本件請求の趣旨は「令和2年度当初予算編成概要資料」に記載されている事業名の情報に加え、各事業に係る病院内外の区別といった内容が明瞭である文書を求めるものであると認識したため、本件決定を行ったものである。

仮に開示請求に係る公文書が、事業ごとの予算書であることや、事業名が明確にわかっているならば、当該予算書を特定し開示することは可能であったと思料する。

6 審査会の判断

(1) 本件請求の内容について

審査請求人は、本件請求に係る公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」の欄に、「県とその委託者が実施する精神医療分野における病院外に

て実施される事業に関して本年度計上された予算の細目がわかる文書」と記載しており、これに対し、実施機関は、本件文書を作成も取得もしておらず、存在していないとして本件決定を行ったものである。

本件決定について実施機関は、審査請求人が公文書開示請求書に記載した上記の内容だけでは開示請求に係る文書が何であるかの特定が困難であったことから、開示請求書の受付後に、審査請求人に対し請求趣旨の確認を行い、請求の趣旨は、「精神保健福祉分野の各事業に係る病院内外の区別といった内容が明瞭である文書」を求めるものであると解釈したと説明している。

これに対し、審査請求人は、実施機関が説明した請求趣旨の解釈については言及せず、「実際に事業が存在し、その予算が計上されている以上、その予算の細目が確認できる文書が存在しないという判断は破綻している」とし、実施機関が開示請求に係る文書を作成も取得もしておらず存在しないとした判断は誤りである旨主張している。

(2) 本件決定の妥当性について

当審査会において本件決定の妥当性を判断するに当たっては、開示請求に係る文書の特定について争いが認められることや、本件決定の理由が「開示請求に係る文書は作成も取得もしていない」というものであることを考慮し、①実施機関による開示請求書に記載された内容の解釈、②実施機関が①で解釈した内容に該当する文書の存否の2点について検討を行う。

ア 本件請求の趣旨について

実施機関が審査請求人へ請求趣旨の確認を行った際、審査請求人に提示した「令和2年度当初予算編成概要資料」には、事業名、所管課名、科目、事業毎の予算合計額、説明が記載されている。実施機関がこの資料を提示したところ、審査請求人からは、請求の趣旨として「①『県とその委託者が実施する』とは、県が委託事業を実施することを指し、②『精神医療分野』とは、広く精神保健福祉分野全体を指し、③『病院外』とは、病院以外の場所を指し、④『予算の細目』とは、予算額と事業名を指すものである」との回答があったとのことである。

当審査会において改めて本件請求に係る公文書開示請求の内容を確認したところ、当該内容には不明確な部分があり、開示請求に係る対象文書の特定を一義的に行うことは困難であると認められることから、実施機関が上記のように審査請求人に対し請求内容の趣旨を確認したことには合理性があるといえることができる。

また、確認の経緯及び確認した内容に係る実施機関の説明は具体的かつ詳細なものである一方、審査請求人もこれらについては反論を行っておら

ず、自らの求める公文書の内容を説明し、実施機関の決定に誤りがあることを主張するのみであることから、実施機関の主張のとおり、請求趣旨の確認が行われ、確認した趣旨は「各事業に係る病院内外の区分が明瞭である文書の開示を求める趣旨である」という点も含め、実施機関の説明するとおりであったものと認めることが妥当である。

したがって、本件請求の趣旨は、実施機関の説明のとおりと認められる。

イ 本件文書の存否の妥当性について

実施機関は、本件請求の趣旨は「精神保健福祉分野の各事業に係る病院内外の区別といった内容が明瞭である文書」と確認した上で、「予算編成過程では、事業ごとの予算書は作成されるものの、事業の実施場所として病院内外の区別が記載されている予算資料は存在しない」と説明している。

この点について、審査請求人からは、本件決定に対する主張として、予算計上に当たっては予算見積調書が作成されるはずであり、事業が存在する以上、当該事業の予算見積調書が存在しないはずはないと述べるが、「病院内外の区別」の有無にまで言及しておらず、本件決定の不当な点は必ずしも明らかにされていない。

当審査会において、実施機関から提出を受けた精神保健福祉分野における予算書を見分したところ、審査請求人の求める「精神保健福祉分野の各事業に係る病院内外の区別といった内容が明瞭である文書」の存在を確認することはできなかった。

したがって、本件文書が存在しないとして実施機関の行った本件決定は、妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。